

人事行政の運営等の状況

R6. 12. 1現在

市の人事行政の公平性や透明性をより高めるため、現在の運営状況をお知らせします。
内容については、最新の情報を公表できるよう、随時更新します。

1. 職員の任免および職員数の状況

(1) 任免の状況（再任用職員・任期付短時間勤務職員を除く） (2) 部門別職員数の状況

① 職員採用の状況（令和6年4月1日）

区 分	採 用 人 数
事 務 職	8 人
技 術 職	9 人
指 導 主 事	2 人
任期付職員	9 人
合 計	28 人

※令和5年度の採用試験及び選考によるものです。

② 退職の状況（令和5年度）

区分	定年	勤奨	死亡	自己都合他
事務職	0 人	6 人	0 人	6 人
技術職	1 人	1 人	0 人	4 人
消防職	0 人	0 人	0 人	0 人
技能労務職	0 人	0 人	1 人	0 人
指導主事	0 人	0 人	0 人	2 人
任期付職員	0 人	0 人	0 人	5 人
合計	1 人	7 人	1 人	17 人

※ 令和5年4月1日～令和6年3月31日までに退職した職員数です。

(3) 再任用職員の状況（令和6年4月1日）

再任用フルタイム勤務職員	16 人
再任用短時間勤務職員	4 人

(4) 職務上の地位別職員数（一般行政職）

役 職		職員数		対前年 増減数
		R5年	R6年	
理事		3	1	△ 2
部長級	部長	12	12	0
	次長	16	17	1
課長級	課長	38	36	△ 2
	課長代理	46	44	△ 2
管理職計		115	110	△ 5
係長級	係長	38	51	13
	主任	37	28	△ 9
一般		101	105	4
その他計		176	184	8
合計		291	294	3

部門	区分	職員数		対前年 増減数
		R5年	R6年	
一般行政	議会	5	5	0
	総務	86	86	0
	税務	23	24	1
	民生	93	91	-2
	衛生	64	67	3
	労働	0	0	0
	農林水産	5	5	0
	商工	5	5	0
	土木	39	39	0
	小計	320	322	2
特別行政	教育	83	91	8
	消防	77	78	1
	小計	160	169	9
公営企業等	水道	23	23	0
	下水道	8	8	0
	その他	26	26	0
	小計	57	57	0
合 計 [条例の定数]		537 [733]	548 [733]	11

※ 定員管理調査による一般職に属する職員数であり、臨時または非常勤職員を除きます。
フルタイム勤務の任期付職員及び再任用職員は定数に含みます。

2. 給与の状況

(1) 人件費の状況（普通〈一般〉会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (R5年1月1日現在)	歳出額 (A)	実質収支	人件費 (B)	人件費率 (B/A)	R1年度の 人件費率
R5年度	77,272 人	309億7,053万円	3億6,182万円	55億4,336万円	17.9 %	18.1 %

※ 人件費には、市長・副市長・議員および各種行政委員の非常勤特別職の給料、報酬を含みます。

(2) 職員給与費の状況（普通〈一般〉会計予算）

区分	職員数 (A)	給 与 費				一人当たり 給与費 (B/A)
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 (B)	
R6年度	502 人	20億442万円	8億6,265万円	9億1,219万円	37億7,926万円	753万円

※ 職員手当には、退職手当は含みません。

※ 給与費については、再任用職員(短時間勤務)の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいません。

(3) 職員（一般行政職）の初任給および経験年数別・学歴別（R6年4月1日現在）

初任給の状況

区分	初任給
大学卒	208,000円
高校卒	181,800円

平均給料月額状況

区分		経験年数 10年	経験年数 20年	経験年数 25年	経験年数 30年
一般行政職	大学卒	265,633円	336,283円	360,567円	396,050円
	高校卒	-	336,533円	342,750円	363,600円
技能労務職	高校卒	-	-	-	347,700円

(4) 職員手当の状況

① 期末・勤勉手当の状況（令和5年度）

区分	支給割合		職制上の段階や職務の級 などによる加算措置
	期末手当	勤勉手当	
6月期	1.225 月分	1.025 月分	理事・部長級：20% 次長・課長級：15% 課長代理級：10% 係長級：5%
	(0.6875 月分)	(0.4875 月分)	
	[2.2 月分]	[- 月分]	
12月期	1.225 月分	1.025 月分	
	(0.6875 月分)	(0.4875 月分)	
	[2.2 月分]	[- 月分]	

※ () 内は、再任用職員に係るものです。

※ [] 内は、特定任期付職員に係るものです。

※ 国と同様の支給割合です。

② 退職手当の状況（令和5年度）

区分	支給割合	
	自己都合	勤奨・定年・その他
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
同 25年	28.0395 月分	33.27075 月分
同 35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
加算措置	定年前勤奨退職者 2%～20%	
R5年度 平均支給額	393 万円	2,241 万円

※ 平均支給額は、令和5年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額です。

③ その他の職員手当（令和6年4月1日現在）

区分	支給内容		
扶養手当	配偶者、父母等		6,500 円
	配偶者、父母等（部長級）		3,500 円
	子		10,000 円
	16歳～22歳の扶養親族（子）		5,000 円
住居手当	借家（最高支給限度額）		28,000 円
通勤手当	交通機関利用者 （2km未満の者を除く）		6か月定期代で一括支給 （1か月あたり55,000円 上限）
	交通用具等利用者 （2km未満の者を除く）	2km ～ 5km	2,000 円
		5km ～ 10km	4,200 円
		10km ～ 15km	7,100 円
		15km ～ 20km	10,000 円
		20km ～ 25km	12,900 円
		25km ～ 30km	15,800 円
		30km ～ 35km	18,700 円
		35km ～ 40km	21,600 円
		40km ～ 45km	24,400 円
		45km ～ 50km	26,200 円
		50km ～ 55km	28,000 円
		55km ～ 60km	29,800 円
		60km以上	31,600 円
管理職 手当	理 事		79,000 円
	部 長 級	部 長	66,000 円
	次 長 級	次 長	56,000 円
	課 長 級	課 長	51,000 円
	課長代理級	課長代理	42,000 円
地域手当	「給料＋扶養手当＋管理職手当」の10%		
	市：9種類		
	手当の種類	支給額	又 給
	市税等事務従事手 当	（日）200円	市税、国保料等の実地徴収に従 事した職員
	感染症防疫作業従 事手当	（件）500円	作業に従事した職員
	行旅病死入収容護 送作業従事手当	（件）1,000円	作業に従事した職員
	汚物の収集、処理 作業従事手当	収集（日）500円 処理（日）350円	ごみなどの収集、処理作業に従 事した職員
	死獣処理作業従事 手当	（件）300円	作業に従事した職員

特殊勤務手当	消防職員業務従事手当	(回) 450円	交代制勤務として夜間勤務に従事した職員
		(当務) 200円	機関業務に従事した職員
		(件) 200円	水火災出動した職員
		(件) 100円	救急出動した職員
		(当務) 700円	救急救命士の資格を有し、その業務に従事した職員
	社会福祉事務従事手当	(日) 150円	実地に調査、指導を行った職員
	薬剤散布作業従事手当	(日) 300円	作業に従事した職員
	有害危険物取扱業務従事手当	(日) 100円	消防法に規定する危険物、ボイラー、塩酸、硫酸等の有害物を取扱う業務に従事した職員
	水道局：3種類		
	手当の種類	支給額	支給対象職員
	電気主任技術業務従事手当	(日) 100円	電気主任技術者に選任され、その業務に従事した職員
	水道料金徴収業務従事手当	(日) 200円	水道料金の実地徴収等の業務に従事した職員
	有害物取扱業務従事手当	(日) 100円	水質検査等を行うために塩酸、硫酸、硝酸等の有害物を取り扱った職員
時間外勤務手当	正規の勤務時間以外に勤務を命じられた場合、1時間当たり給与額に125/100～160/100を乗じた額		
休日勤務手当	休日に正規の勤務時間中の勤務を命じられた場合、1時間当たり給与額に135/100～160/100を乗じた額		
夜間勤務手当	正規の勤務時間として、午後10時から午前5時まで勤務した場合、1時間当たり給与額に25/100を乗じた額		

(5) 特別職の報酬などの状況（令和6年4月1日現在）

区分	支給割合	
	給料・報酬月額	期末手当
市長	909,000 円	4.35 月分
副市長	788,000 円	4.35 月分
議長	621,000 円	4.25 月分
副議長	571,500 円	4.25 月分
議員	540,000 円	4.25 月分
区分	退職手当	
	支給時期	
市長	給料月額×30／100×在職月数	任期毎
副市長	給料月額×25／100×在職月数	

- ※ 現在、市長・副市長の給料月額については減額措置中。表中の額は条例本則上の額(減額前の額)です。
- ※ 退職手当について、現市長においては不支給です。